

平成 12 年 3 月 10 日
老 発 第 188 号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省老人保健福祉局長

特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について

標記については、平成 12 年 4 月 1 日から介護保険制度が実施されることとなり、特別養護老人ホーム等においては現行の措置費から介護報酬に移行されることに伴い、平成 11 年度末時点における繰越金及び引当金並びに平成 12 年度以降における運営費等について、次のように取り扱うこととしたので、了知の上、帰管下関係機関及び各施設に対し周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たって遺憾のないよう指導願いたい。

なお、本件の取扱いについては、社会・援護局と協議済であることを念のため、申し添える。

第 1 平成 11 年度末時点において生じた繰越金等の取扱い

1 対象施設について

対象となる施設は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームであって、平成 11 年度末までに開所した施設とする。

2 対象経費について

対象となる経費は、「社会福祉法人経理規定準則」（昭和 51 年 1 月 31 日付社施第 25 号社会局長・児童家庭局長連盟通知の別紙 1）第 35 条に定める平成 11 年度決算報告書の当該特別養護老人ホームに属する施設会計賞借対照表中、繰越金（前期繰越金及び当期繰越金をいう。）及び引当金（人件費引当金、修繕引当金及び備品等購入引当金をいう。）（以下「繰越金等」という。）とする。

3 繰越金等に関する取扱いについて

繰越金等の一部については、長期的に安定した事業運営を確保するため、将来発生が見込まれる経費に対処する財源として引き当てられていたことも考慮し、次の取扱いによること。

なお、移行時の具体的な会計処理については、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」(平成12年3月10日付老計第8号老人福祉計画課長通知)(以下「指導指針」という。)の第3により行うものとする。

(1) 繰越金等の取扱い

繰越金等については、指定介護老人福祉施設としての事業を開始する会計年度(以下「介護保険会計年度」という。)の初日をもって、指導指針の第3に定める調整を行い、調整後の額を移行時特別積立金(以下「積立金」という。)として計上するとともに、積立金と同額の現預金を他の現預金と区別し、移行時特別積立預金(以下「積立預金」という。)として計上すること。

また、調整に当たっては、次の事項に留意すること。

なお、積立預金は、預貯金など元本が保証される安全確実な方法にて、施設ごとに管理すること。

ア 繰越金等のうち、指導指針の第3に定める「移行時の減価償却の取扱い」により、施設の開所時から平成11年度末までの減価償却費の累計額(当該累計額に対応する国庫補助金等の額を控除した額とする。以下同じ。)を算出し、この経費に繰越金等を充てることができる。

イ 介護保険会計年度以前に、貴職(老人福祉法の定めにより、当該特別養護老人ホームの変更の認可等の事務を所管する都道府県知事又は指定都市の長若しくは中核市の長という。以下同じ。)から下記の4に定める積立金の流用又は使用に関する承認を受けている場合は、その範囲内の必要な経費に繰越金等を充てることができる。

(2) 減価償却費の取扱い

上記(1)のアにより算出された平成11年度末までの減価償却費の累計額については、累計額と同額の現預金を他の現預金と区別し移行時減価償却特別積立預金(以下「減価償却積立預金」という。)として計上すること。ただし、資金不足が生じる場合は、資金不足が生じない範囲内の額とする。

(3) 施設における事務処理及び手続き

施設において、上記(1)及び(2)による処理を行った場合は、介護保険制度への移行時の会計処理として、指導指針に定められた会計処理を行うとともに、介護保険会計年度に属する予算関係の計算書類を修正又は補正し、介護保険会計年度の初日から起算して2か月以内に理事会(評議員会を設置している法人にあっては、評議員会とする。以下同じ。)の承認を得ること。

4 積立金の流用又は使用について

施設において、積立金を流用又は使用する必要が生じた場合は、事前に貴職に協議させ、その目的等を十分審査の上、次のいずれかに該当する時は、流用又は使用を認めることができる。

- (1) 措置制度から介護保険制度への移行時における当該指定介護老人福祉施設の当初の運転資金（いわゆるつなぎ資金をいう。）として必要な経費
- (2) 当該施設の決算処理に当たって、欠損金が見込まれる場合の補填経費（ただし、やむを得ない場合に限る。）
- (3) 当該施設に係る国庫補助事業など公的補助事業として行う大規模修繕等及び増築等の法人負担分
- (4) 当該施設に係る国庫補助事業など公的補助事業として行う設備整備の法人負担分
- (5) その他当該施設の運営上やむを得ないものと認められる経費

5 承認に当たっての留意事項について

(1) 積立金の流用の承認に当たっての留意事項

4の(1)の積立金の流用の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 運転資金については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第21号)(以下「施設報酬基準」という。)に基づき、現に入所している利用者ごとの要介護度別に算定された「指定施設サービス等に要する費用の額」の月額(平成12年4月見込額)の3か月分を限度として、使用することができる。ただし、利用者負担額を除く。

なお、現に入所している利用者の要介護認定が行われていない者にあつては、施設報酬基準の旧措置入所者介護福祉施設サービス費の「要介護状態以外又は要介護1」の額により算定すること。

イ 積立金の流用の承認とは、積立金の使用を認めるものではなく、積立金に対応して設定した積立預金の利用を認めることをいうものである。

したがって、積立預金の利用に伴い、積立金の額が減少するものではないことに留意すること。

なお、積立金の流用の承認に当たっては、積立金の取崩を行わず、積立預金のみの取崩を行うよう施設に対し指導すること。

ウ 積立金の流用に伴い、それに対応した特別積立預金から取り崩された資金については、将来、取り崩された金額と同額を積立預金に計上しなくても差し支えない。

なお、当該資金については、当然のことながら施設整備等に係る借入金の返済に充てることはできないので、留意すること。

エ 積立金の流用に係る会計処理については、第2の4の(3)のイによるもの

とする。

(2) 積立金の使用の承認に当たっての留意事項

積立金の使用(積立金の使用とは、積立金及び積立預金の取崩しをいう。)の承認に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 4の(2)関係

欠損金の発生原因を十分調査し、真にやむを得ない場合に限ること。

なお、欠損の発生原因を調査、分析した結果、他の社会福祉事業や法人本部等への繰入など当該施設に属さない事由により欠損金が生じる場合は、承認することができない。

イ 4の(3)関係

(ア) 「大規模修繕等及び増築等」とは、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費責国庫負担(補助)金交付要綱」(平成3年11月25日付厚生省社第409号厚生事務次官通知の別紙)(以下「交付要綱」という。)の第2の3に定める整備区分に掲げる施設整備(創設を除く。)とする。

なお、増改築(改築部分に限る。)改築及び老朽民間社会福祉施設整備に係る承認額は、改築に要する施設整備責費の法人負担分の総額から減価償却積立預金の額を差し引いた額の範囲内とすること。

(イ) 「公的補助事業」には、地方公共団体の単独補助(又は助成)事業や自転車競技法第12条の16第1項第7号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業を含むものとする(以下同じ。)

ウ 4の(4)関係

「設備整備」とは、交付要綱の第3の4に定める整備区分に掲げる設備整備(施設の創設に係る初度設備整備を除く。)とする。

エ 4の(5)関係

自然災害等真にやむを得ない場合に限ること。

6 その他の留意事項について

(1) 積立金に係る資金の繰替使用

当該特別養護老人ホームを運営する法人が他の指定介護老人福祉施設又は指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅介護支援事業者として経理上必要がある場合は、積立金に対応する資金の一部を一時繰替使用することができる。

なお、資金の繰替使用に当たっての留意事項は、次のとおりである。

ア 資金の流用と同様に、事前に貴職に協議させること。

イ 資金の繰替使用の承認に当たっては、5の(1)のイに準じた処理を行うものとする。

(2) 減価償却積立預金の取扱い

当該施設において、減価償却積立預金を取り崩す必要が生じた場合は、理事会の承認を得て、これを取り崩すことができる。

なお、減価償却積立預金の取崩に当たっては、貴職への事前の協議を省略して差し支えない。

第2 平成12年度以降における運用上の取扱い

1 対象施設について

対象となる施設は、特別養護老人ホームであって、介護保険法に定める指定介護老人福祉施設の指定を受けた施設とする。

2 資金の運用について

指定施設サービス等に要する費用の額(以下「施設報酬」という。)は、従来の運営費(措置費)と異なり、指定施設サービス等を利用者に提供した対価として報酬を得ることとなるので、施設報酬を主たる財源とする施設の運営に要する経費など資金の使途については、原則として制限を設けない。ただし、指定介護老人福祉施設は、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであることから、指定介護老人福祉施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできない。

(1) 当該特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人が行う社会福祉事業法第25条第1項に規定する公益事業(介護保険法に定める指定居宅サービス事業及び、

評議指定居宅介護支援事業を除く。以下同じ。)及び収益事業に要する経費

(2) 当該特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費

(3) 高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

3 運用上の留意事項について

(1) 資金の繰入れ

施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等(公益事業及び収益事業を除く。以下同じ。)へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険施設、指定居宅サービス事業及び指定居宅介護支援事業への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。

(2) 予算の弾力的運用

指定介護老人福祉施設の運営に要する経費の予算は、経営状況が把握できるよう、人件費及び経費（移行時前の管理費及び事業費に相当する勘定科目）等に区分したところであるが、弾力的な予算執行の観点から、当該指定介護老人福祉施設に係る経理規程又は会計処理規程など規程等の定めにより、一定の手続を経て、予算の科目間（中科目までに限る。）流用及び予備費の使用ができるものとする。

なお、適正な予算執行の観点から、予算額と決算見込額とに著しい差異を生じることが見込まれる場合、又は予備費の額を超える支出が見込まれる場合は、定款の定めに従い、あらかじめ予算を補正すること。

(3) 資金の繰替使用

施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。

(4) 役員等の報酬

施設報酬を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬について、その報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまり多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、このような法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない。

4 その他の事項

(1) 適正な会計処理

ア 指定介護老人福祉施設の会計は、その施設の経営状況を明らかにするため、指導指針に基づいた適正な会計処理を行うよう施設に対し指導すること。

イ 各介護保険会計年度における事業活動収支及び資金収支は、長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意しつつ、収入、支出の均衡を図り、当該指定介護老人福祉施設の健全な運営に必要な額以上の収支差額を生じないようにすること。

(2) 39号通知との関連

平成 12 年度以降の指定介護老人福祉施設の運営に当たっては、「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 5 年 3 月 19 日社援施第 39 号 3 局長連名通知）（以下「39号通知」という。）及びこれに関連する通知は、適用されない。

(3) 移行時の特例

ア 平成 12 年度予算の取扱い

指定介護老人福祉施設に係る平成 12 年度予算の作成に当たっては、従前の例によることができる。

なお、従前の例により取り扱われた予算については、介護保険会計年度の初日から起算して 2 か月以内にこれを補正し、理事会の承認を得なければならないこと。

イ 運転資金の取扱い

第 1 の 4 により積立金の一部を流用して運転資金として利用する場合は、当該積立金の取崩額を「移行時特別積立預金取崩額」として収支計算書に計上すること。

なお、平成 12 年度の収支計算書の計上に当たっては、指導指針の別紙 7 の「前期末支払資金残高の調整表」に記載すること。

第 3 その他の取扱い

1 特定施設入所者生活介護に関する取扱い

(1) 老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームであって、介護保険法第 70 条第 1 項の規定により特定施設入所者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた施設については、原則として 39 号通知及びこれに関連する通知は、適用されない。

(2) 平成 12 年度以降における運用上の取扱いは、第 2 に準じて取り扱うものとする。

2 その他の指定居宅サービス事業の取扱い

社会福祉法人が行う特定施設入所者生活介護事業以外の社会福祉事業法に定める社会福祉事業に該当する指定居宅サービス事業の実施に当たっては、第 2 に準じて取り扱うものとする。